

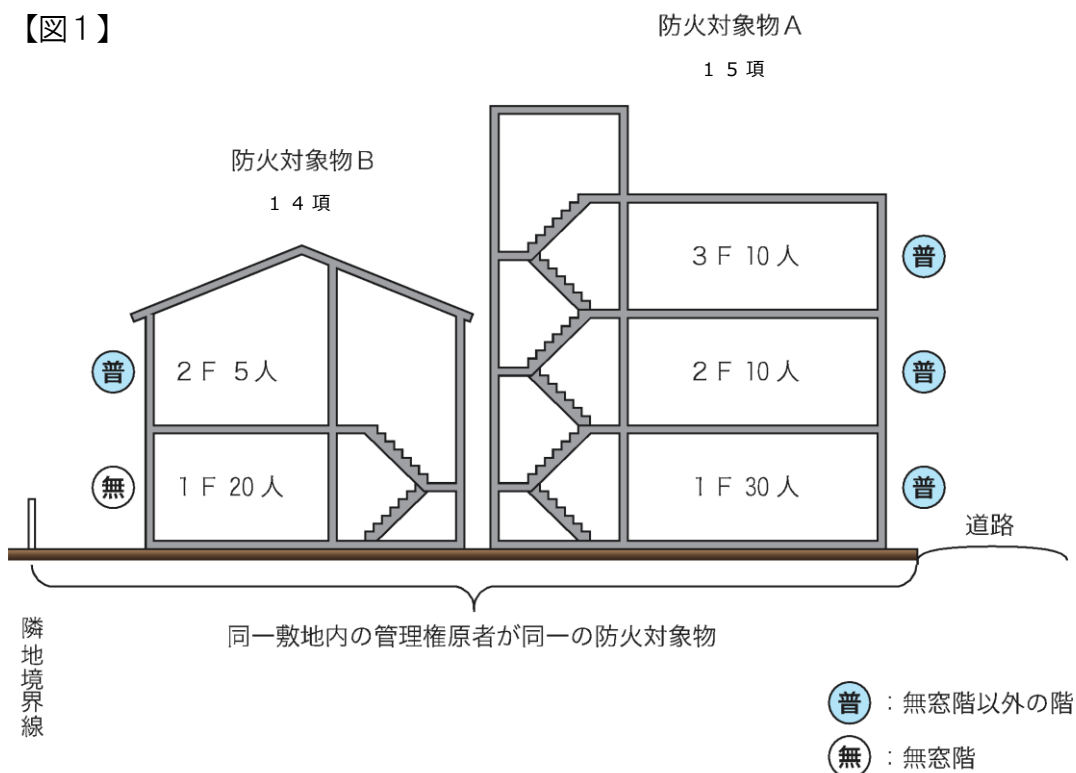
第5 収容人員の算定に関する基準

1 趣旨

この基準は、防火管理者及び消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の設置及び維持に係る収容人員の算定に関し、規則第1条の3の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

2 共通の取扱い

(1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）とし、令第24条の適用については棟単位又は階単位とし、令第25条の適用については階単位とすること。【図1】



| 防火管理者又は消防用設備等 | | 防火対象物 | 用途 | 棟収容人員又は階収容人員の算定 | |
|---------------|--------|-------|-----|------------------|-----|
| 法第8条 | 防火管理者 | A | 15項 | 棟収容人員50人 | 75人 |
| | | B | 14項 | 棟収容人員25人 | |
| 令第24条 | 非常警報設備 | A | 15項 | 棟収容人員50人 | |
| | | B | 14項 | 階収容人員（1階・無窓階）20人 | |
| 令第25条 | 避難器具 | A | 15項 | 階収容人員（3階）10人 | |

(2) 従業者の取扱いは次によるものとする。

ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されるものにあつては、「従業者」として取り扱わないこと。

イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる「従業者」が重複して在所する交替時の数としないこと。ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。

ウ 外勤者及び外商者等は、「従業者」の数に算入すること。

エ 階単位で収容人員を算定する場合で同一人物が防火対象物内の各階を移動する場合はそれぞれの階の人員に算入すること。

オ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の「従業者」として算定すること。ただし、その数が「従業者」の数よりも大きい場合は、この限りでない。

(3) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は切り捨てること。ただし、切り捨てた値が0となる場合は1とすること。

イ 廊下、階段及び便所等は、原則として収容人員算定の床面積に含めないこと。

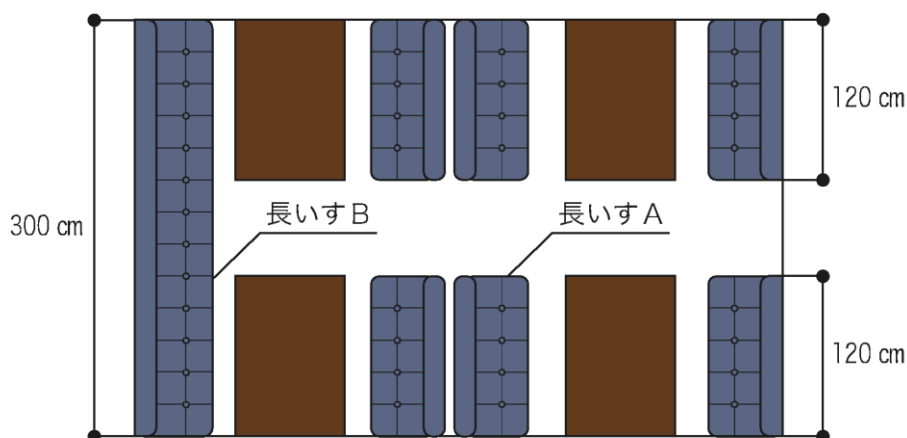
ウ 床面積は概念上建築物に限るものとされているが、建築物以外の工作物にあつても通念上必要と認められる場合は準用すること。

(4) 規則第1条の3第1項の表中の用語等の運用は、次によること。

ア 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファー及び掘りこたつ等で常時同一の場所に置かれ、容易に移動することができないものを含むこと。

イ 「長いす席」の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。【図2】

【図2】



飲食店（政令別表第1(3)項口に掲げる防火対象物）の場合

○長いすA： $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2$ 人　2人席 $\times 6 = 12$ 人

○長いすB： $3.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 6.0 \rightarrow 6$ 人

合計：12人+6人=18人

3 防火対象物の取扱い

(1) 令別表第1の各項ごとの取扱いは、次によること。

ア 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

(ア) 「客席の部分」とは、観客が観覧の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうこと。また、当該部分の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。

(イ) 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものとし、いす席の縦(横)通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれないこと。

(ウ) 「立見席を設ける部分」の床面積を 0.2m^2 で除する場合の席の部分ごとについては、立見席を設ける部分が2以上ある場合は、それぞれの部分ごとに除算をし、その商を合算することとし、その合算数値において端数が生じた場合は切り捨てること。

(エ) ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分は、「その他の部分」として 0.5m^2 で除して算定すること。

イ 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

(ア) 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。

a ボウリング場は、レーンに附属する固定式のいす席の数とすること。

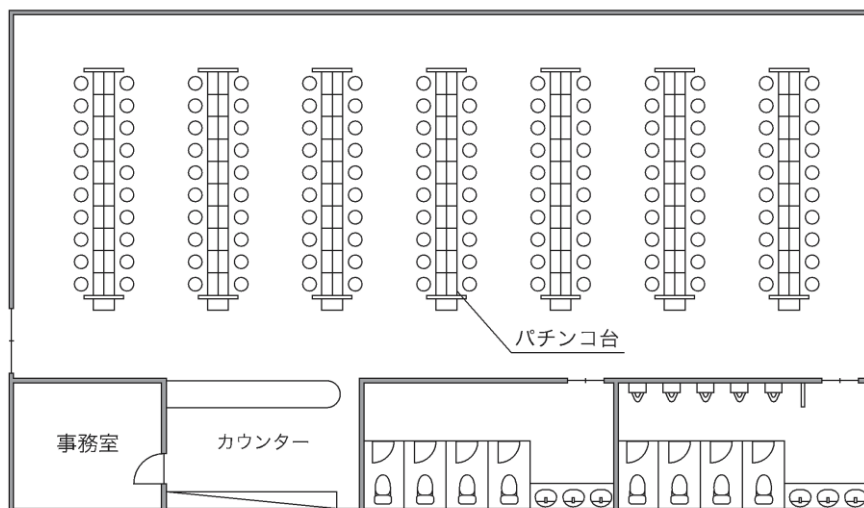
b ビリヤードは、1台につき2人とすること。

c 麻雀は、1台につき4人とすること。

d ルーレット等のゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分 0.5m につき1人として算定すること。

- e a から d により遊技人数を算定できない場合は、当該機械又は施設を使用できる者の数とすること。【図3-1】
- (イ) ボウリング場等にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。
- (ウ) キャバレー等のホステスは、「従業者」として取り扱うこと。
- (エ) コンパニオン等、派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わないこと。
- (オ) 漫画喫茶等の個室で、いすが設けられているものについては、「固定式のいす」とみなして算定すること。【図3-2】
- (カ) 次に掲げる部分は、「その他の部分」として取り扱うものとする。【図3-2から図3-5図】
- a キャバレー又はライブハウス等のステージ部分
 - b ディスコ又はダンスホール等の踊りに供する部分
 - c 漫画喫茶等で漫画等を陳列する部分
 - d 飲食店等の和室、待合室又は待合部分

【図3-1】(パチンコの算定方法例)

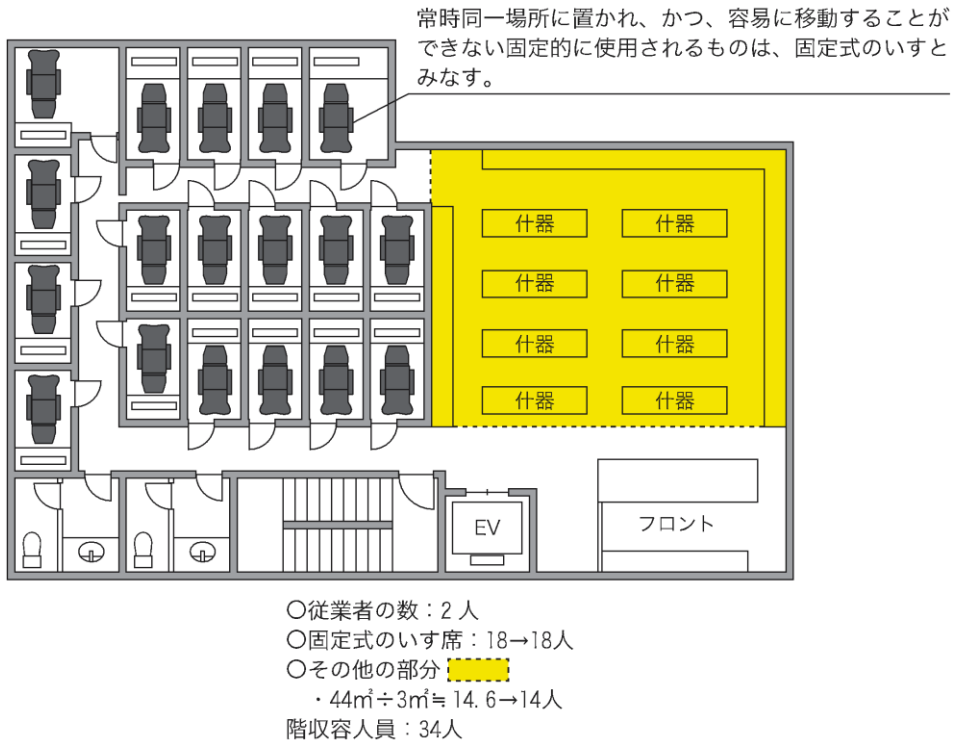


○従業者の数：10人

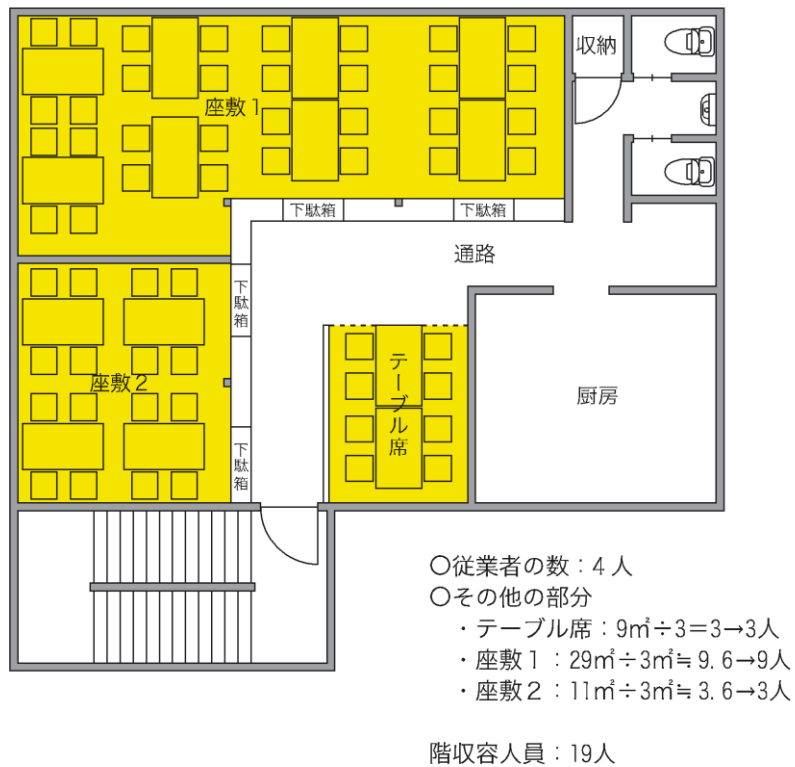
○遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
：パチンコ台140台→140人

階収容人員：150人

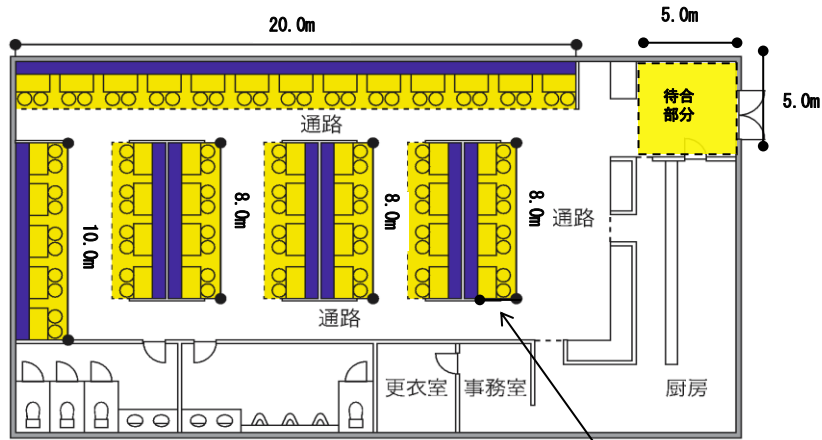
【図3-2】（漫画喫茶等の算定方法例）



【図3-3】（飲食店の算定方法例 その1）



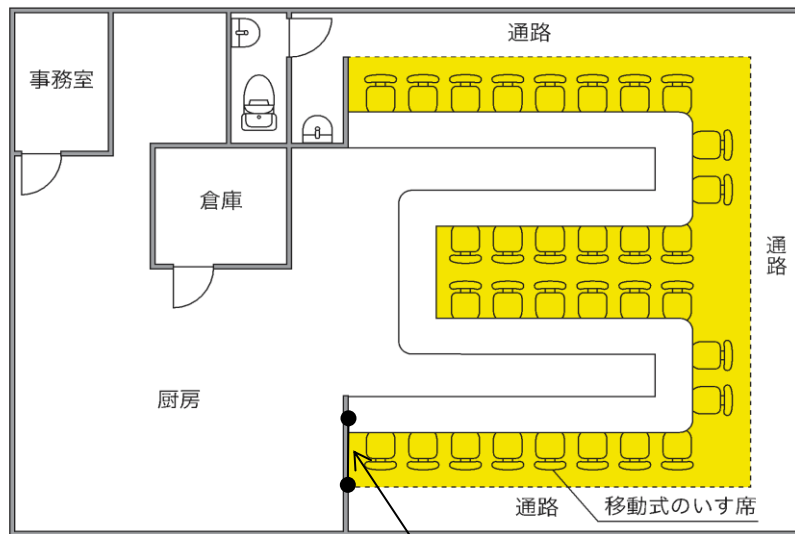
【図3-4（飲食店の算定方法例 その2）】



- 従業者の数：6人
 - 飲食の用に供する部分
 - 固定式のいす席（長いす）
 - ・ $20.0 \div 0.5 = 40$ 人
 - ・ $10.0 \div 0.5 = 20$ 人
 - ・ $8.0 \div 0.5 = 16 \rightarrow 16人 \times 6 = 96$ 人
 - その他の部分
 - ・ $(3.0\text{m} \div 3\text{m}) + (1.5\text{m} \div 3\text{m}) + (1.2\text{m} \div 3\text{m} \times 6\text{か所}) + (2.5\text{m} \div 3)$
 $10人 + 5人 + 4人 \times 6\text{か所} + 8人 = 47$ 人
- 階収容人員 209人

奥行きは実寸による

【図3-5（飲食店の算定方法例 その3）】



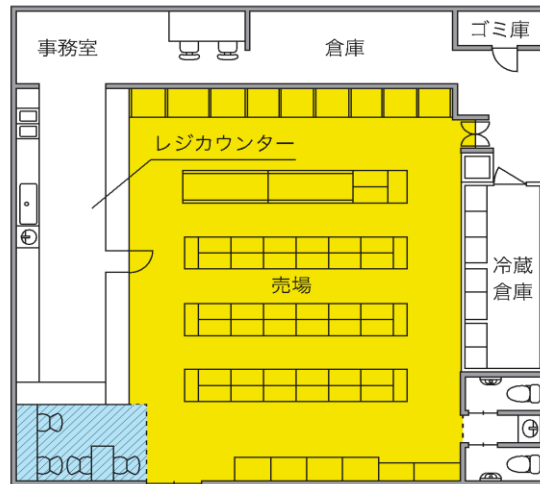
- 従業者の数：3人
 - 飲食の用に供する部分（その他の部分）： $32\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 10.6 \rightarrow 10$ 人
- 階収容人員：13人

奥行きは実寸による（カウンター下も含む）

ウ 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分(駐車場及び駐輪場等を除く。)をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分を含むものとするが、事務室及び商品置場等は含まれないこと。【図4】

【図4】(物品販売業を営む店舗の算定方法例)



- 従業者の数：3人
 - 主として従業者以外の者の使用に供する部分
 - ・ 飲食又は休憩の用に供する部分 (■) の床面積を 3 m^2 で除して得た数
飲食コーナー $13\text{ m}^2 \div 3\text{ m}^2 \approx 4.3 \rightarrow 4$ 人
 - ・ その他の部分 (■) の床面積を 4 m^2 で除して得た数
売場 $90\text{ m}^2 \div 4\text{ m}^2 \approx 22.5 \rightarrow 22$ 人
- 階収容人員：29人

エ 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物

- (ア) シングルベッド又はセミダブルベッドは1人、ダブルベッド以上又は2段ベッドは2人として算定すること。
- (イ) 「和式の宿泊室」の面積には、前室、押入れ及び床の間等は含まれないものとし、畳の部分に限定されること。
- (ウ) 一の宿泊室に洋式と和式の部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルーム等、同時に宿泊利用されないものについては、この限りではない。
- (エ) 「簡易宿所」とは、ユースホステル、カプセルホテル及び山小屋等、簡易宿所の類をいうものであること。
- (オ) 「簡易宿所」の中二階(棚状)式のもの、棚数をベッドの数とみなして算入すること。
- (カ) 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態から見て「団体客を宿泊させるもの」が過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね 3 m^2 程度となるよ

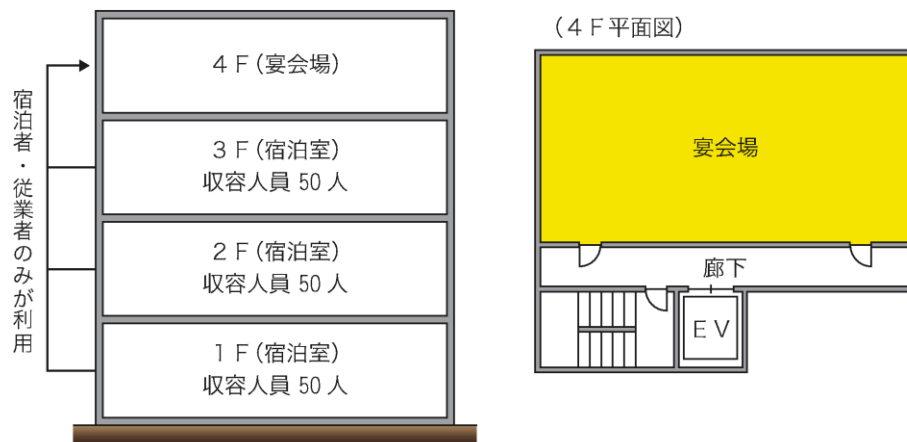
うな使用実態になるものをいうこと。

(キ)「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合、法第8条の規定の適用については、当該部分を棟収容人員に算定しないことができること。ただし、令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分をほかの階のものが利用する場合に限り、階収容人員を算定するものとする。【第5-1】

(ク)「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者以外の者も利用する実態にある場合には、これらの部分について規

則第1条の3の表中令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の区分の下欄の三により算定し、全体の収容人員に合算すること。【第5-2】

【図5-1】(宿泊者・従業員のみが利用)

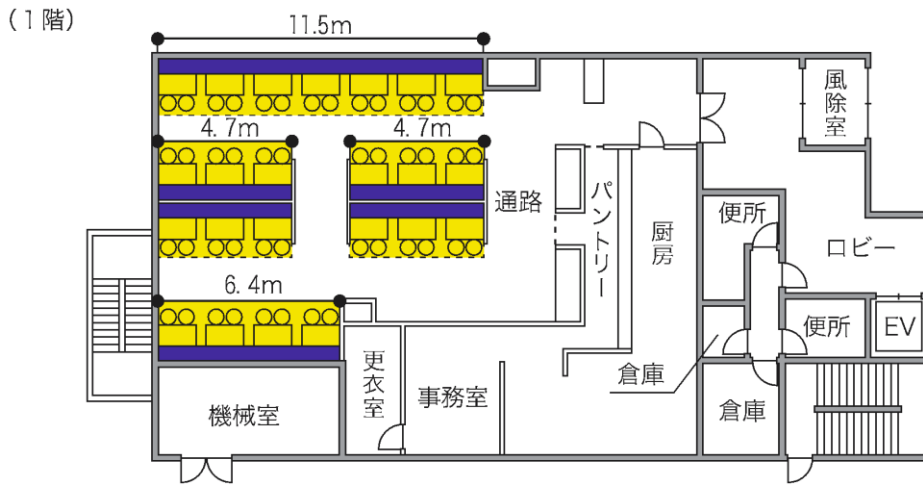


① 棟収容人員 宿泊者150人+従業員の数10人=160人(法第8条)

② 4階の宴会場は、「集会、飲食又は休憩用の部分」として階の収容人員を算定する。

ただし、その数が①の数よりも大きい場合は、①の数とする。(令第24条及び令第25条)

【図5-2】(宿泊者・宿泊者以外(1階)・従業員が利用)



○従業員の数：6人

○飲食の用に供する部分

固定式のいす席(長いす)

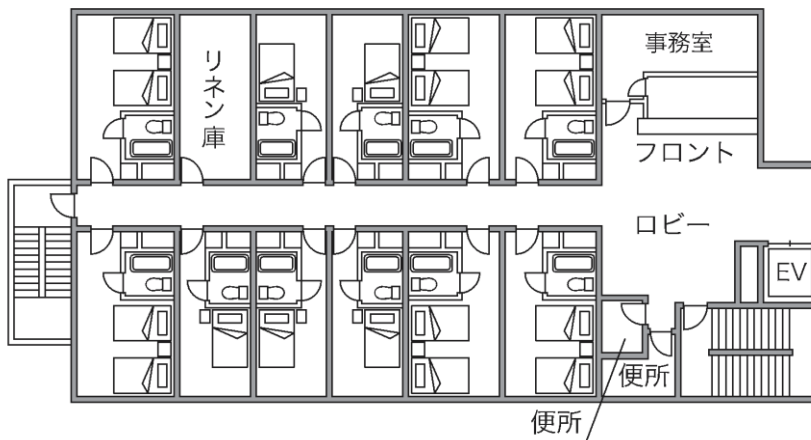
- ・ $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人
- ・ $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人
- ・ $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9$ 人 $\times 4 = 36$ 人

その他の部分

- ・ $(17\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (7\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 4\text{カ所})$
 ≈ 5 人 $+ 3$ 人 $+ 2$ 人 $\times 4$ カ所 $= 16$ 人

1階 階収容人員：93人

(2階)

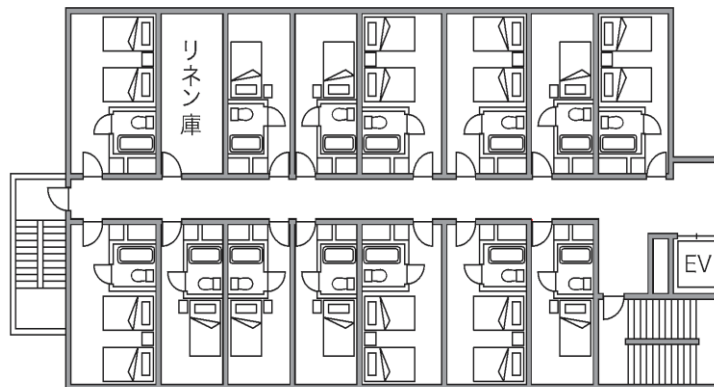


○従業員の数：3人

○洋式の宿泊室
 ベッドの数：17→17人

2階 階収容人員：20人

(3階～7階)



○従業者の数：0人

○洋式の宿泊室
ベッドの数：21→21人

階収容人員：21人×5=105人

棟収容人員：218人

(コ) 共同住宅の収容人員の算定は、建築確認時には「居住者」の数は不明であるため当該収容人員については、次の表により算定し、必要な消防用設備等を設置すること。この場合において、単身者専用のもものは1人又は貸契約等により一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該「居住者数」とすることができる。

| | | | | | |
|------------|--------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 住戸タイプ | 1 K 1 D K | 1 L D K 2 K 2 D K | 2 L D K 3 K 3 D K | 3 L D K 4 K 4 D K | 1 室 増 す ぐ と に 1 人 増 加 |
| 算定 居住者数 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | |

オ 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物

(ア) 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物【図6-1及び図6-2】

- a 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室及び手術室は含まれないものであること。
- b 「病床」とは、収容患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式の場合は、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の「和式の宿泊室」の例により算定すること。
- c 患者及び見舞い客等が利用する食堂がある場合は、「待合室」の例により算定すること。
- d 未熟児を収容する保育箱及び乳幼児のベッドも「病床」の数

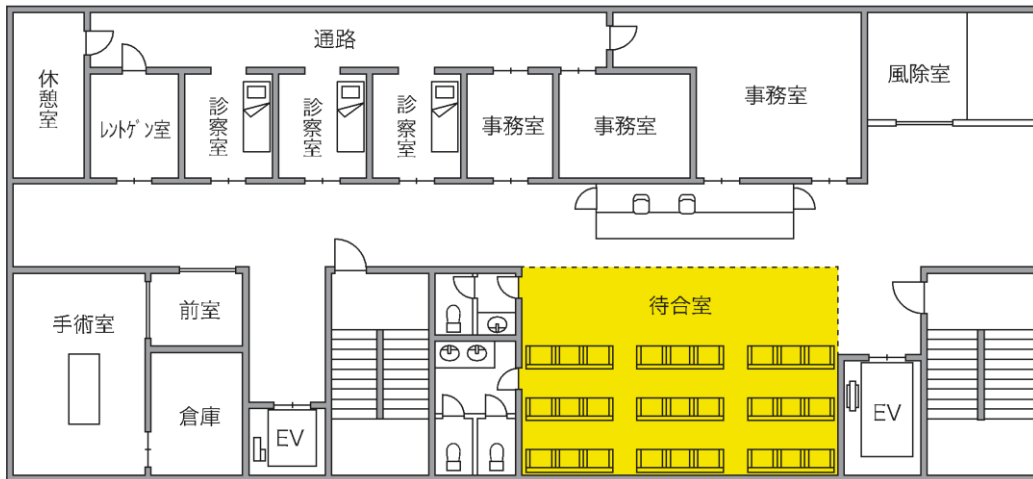
に含まれること。

e 廊下が待合となっている場合は、建基法第119条に規定する廊下の最小幅以外の部分を「待合室」の例により算定すること。

f 予約診療制度を実施している診療所等についても本項の防火対象物として同様に算定すること。

【図6-1】（患者を入院させるための施設を有する診療所の算定方法例）

(1階)

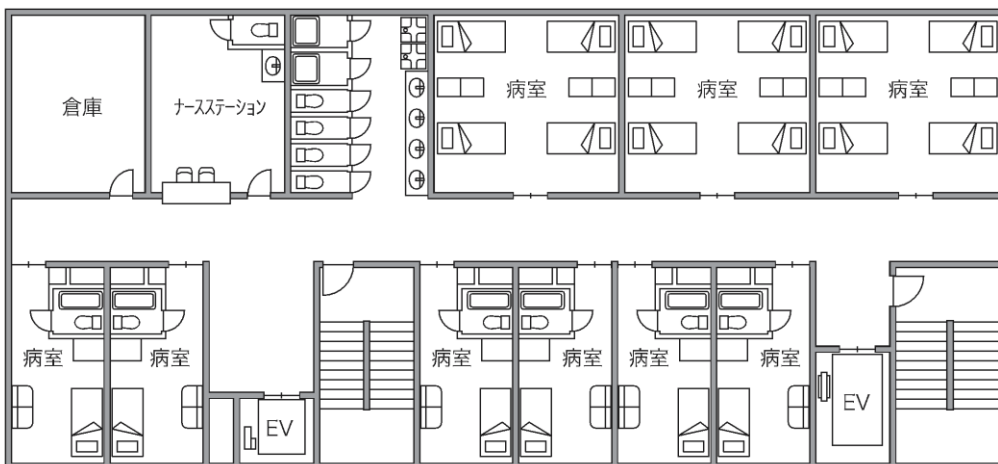


○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：10人

○待合室： $55 \div 3\text{m}^2 \approx 18.3 \rightarrow 18$ 人

1階 階収容人員：28人

(2階)

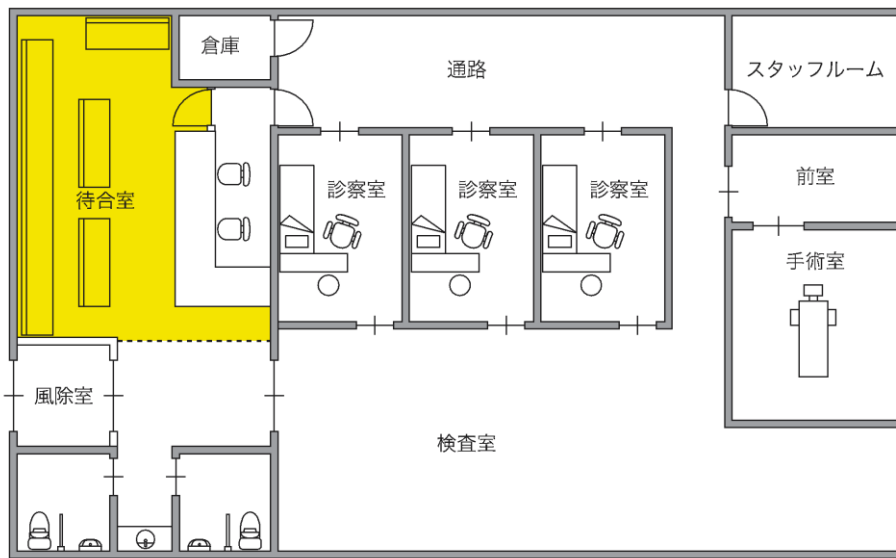


○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：2人

○病室内にある病床の数：18人

2階 階収容人員：20人
棟収容人員：48人

【図6-2】（患者を入院させるための施設を有しない診療所の算定方法例）



○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：5人

○待合室： $40\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 13.3 \rightarrow 13$ 人

階収容人員：18人

(イ) 令別表第1(6)項口及びハに掲げる防火対象物

a 「老人、乳児、幼児、身体障がい者、知的障がい者その他の要保護者」（以下「要保護者等」という。）の数の取扱いは、次によること。

(a) 入居施設は、要保護者等を入居させ、又は宿泊させることができる最大の数とすること。【図7-1】

(b) 通所施設は、要保護者等を通所させることができる事業者側の想定する最大の数とすること。【図7-2】

b 要保護者等が移動して使用するリハビリ室又は遊戯室等の部分（以下「リハビリ室等」という。）については、使用上想定する最大の数とすること。この場合の階収容人員の取扱いは、次によること。【図7-3】

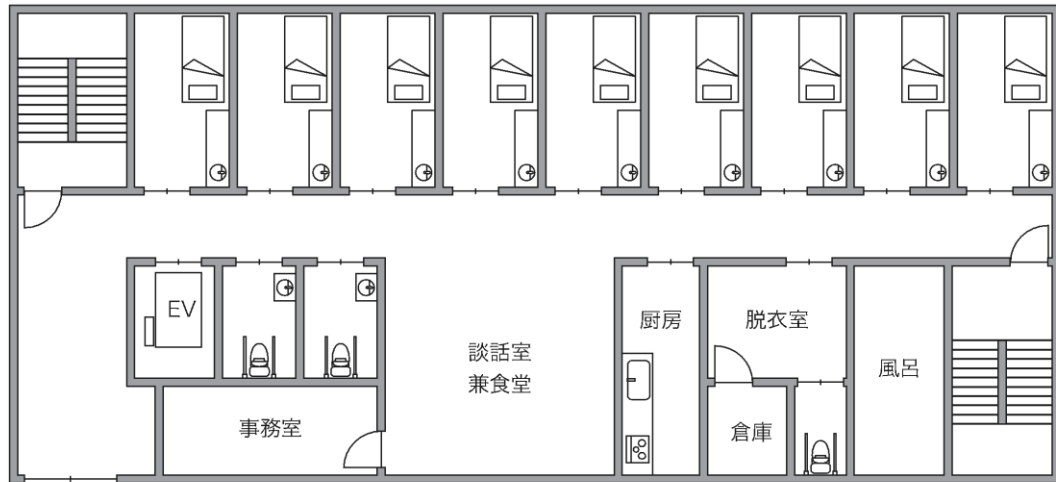
(a) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(b) 令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分を算定すること。

c 要保護者等が常時使用する室とリハビリ室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、同一階の同一人が使用する場合はこの限りではな

い。

【図7-1】(認知症高齢者グループホームの算定方法例)

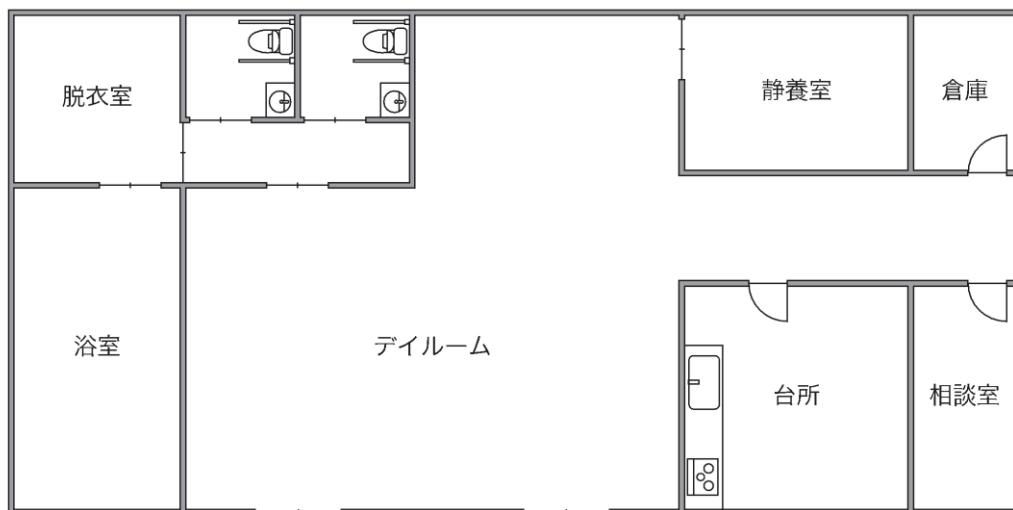


○従業者の数：3人

○要保護者の数：9人

階収容人員：12人

【図7-2】(老人デイサービスの算定方法例)

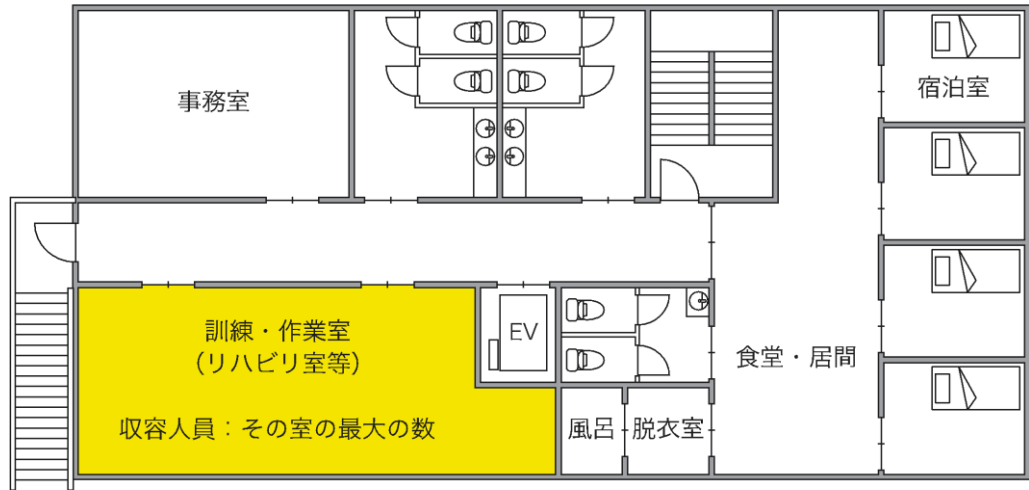


○従業者の数：3人

○要保護者の数：15人

階収容人員：18人

【図7-3】（リハビリ室等の算定方法例）

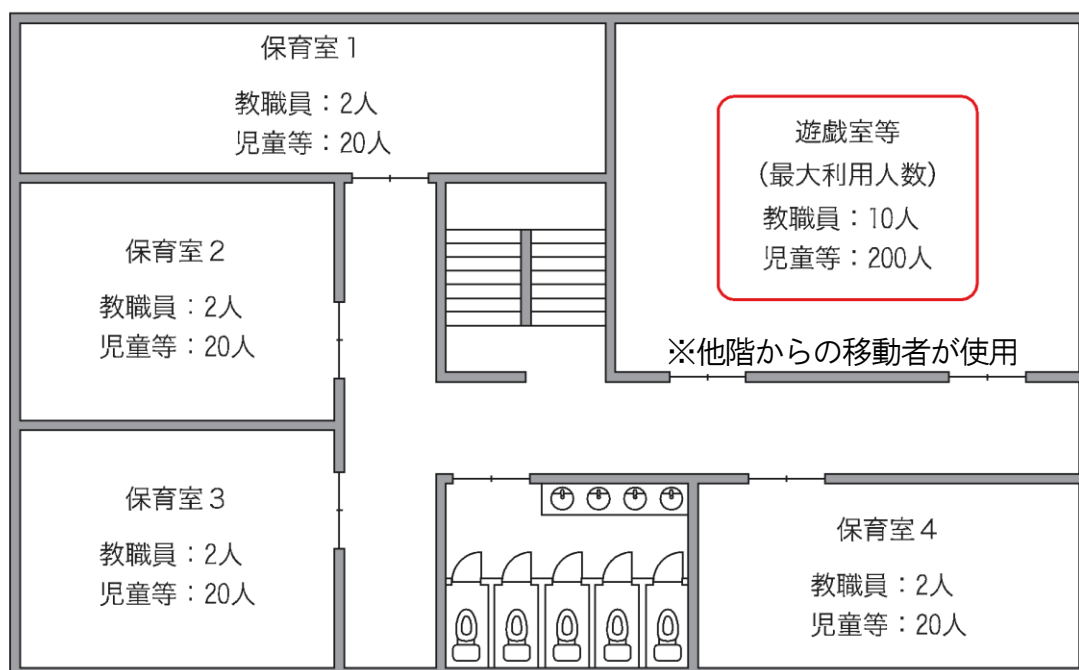


要保護者の数：リハビリ室等を利用する最大の数+宿泊室に宿泊する要保護者の数

(ウ) 令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物

- a 「幼児、児童又は生徒」（以下「児童等」という。）の数は、現に在籍する児童等の数又は事業者側が想定している児童等の最大の数とすること。
- b 児童等が移動して使用する遊戯室、体育教室又は多目的室等の部分（以下「遊戯室等」という。）については、使用上想定する最大の数とすること。この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。【図8】
 - (a) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。
 - (b) 令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分を算定すること。
- c 児童等が常時使用する室と遊戯室等が同一階に存する場合の階収容人員の取扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、同一階の同一人が使用する場合はこの限りではない。

【図8】（遊戯室等の算定方法例）



○教職員の数：18人

○幼児の数：280人

階収容人員：298人

カ 令別表第1（7）項に掲げる防火対象物

（ア）「児童、生徒又は学生の数」（以下「生徒等」という。）は、現に在籍する生徒等又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。

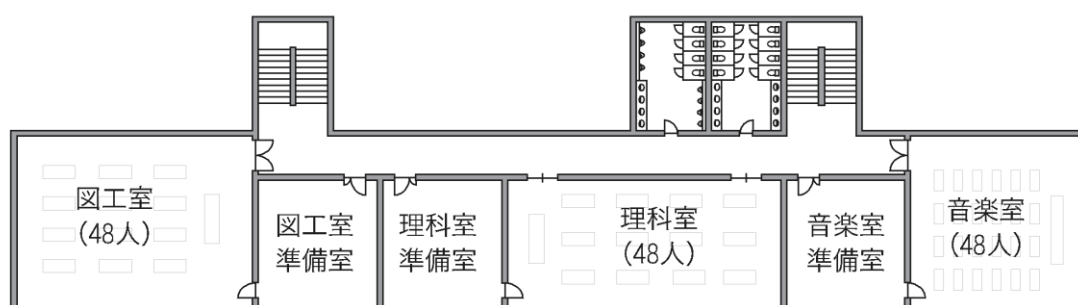
（イ）生徒等が移動して使用する講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室又は体育教室等の部分（以下「特別教室等」という。）については、使用上想定する最大の数とすること。この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。【図9】

a 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

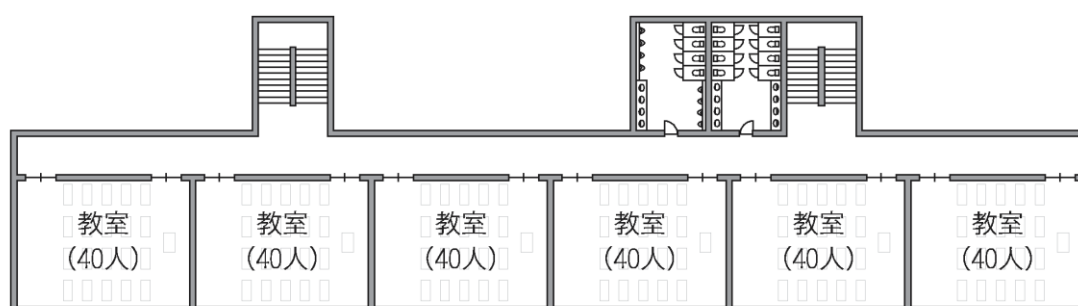
b 令第24条及び令第25条の規定の適用については、当該部分を算定すること。

（ウ）生徒等が常時使用する室と特別教室等が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。ただし、同一階の同一人が使用する場合はこの限りではない。

【図9】(特別教室等の算定方法例)



○教職員の数：3人
○生徒等の数：48人×3特別教室=144人
階収容人員：147人

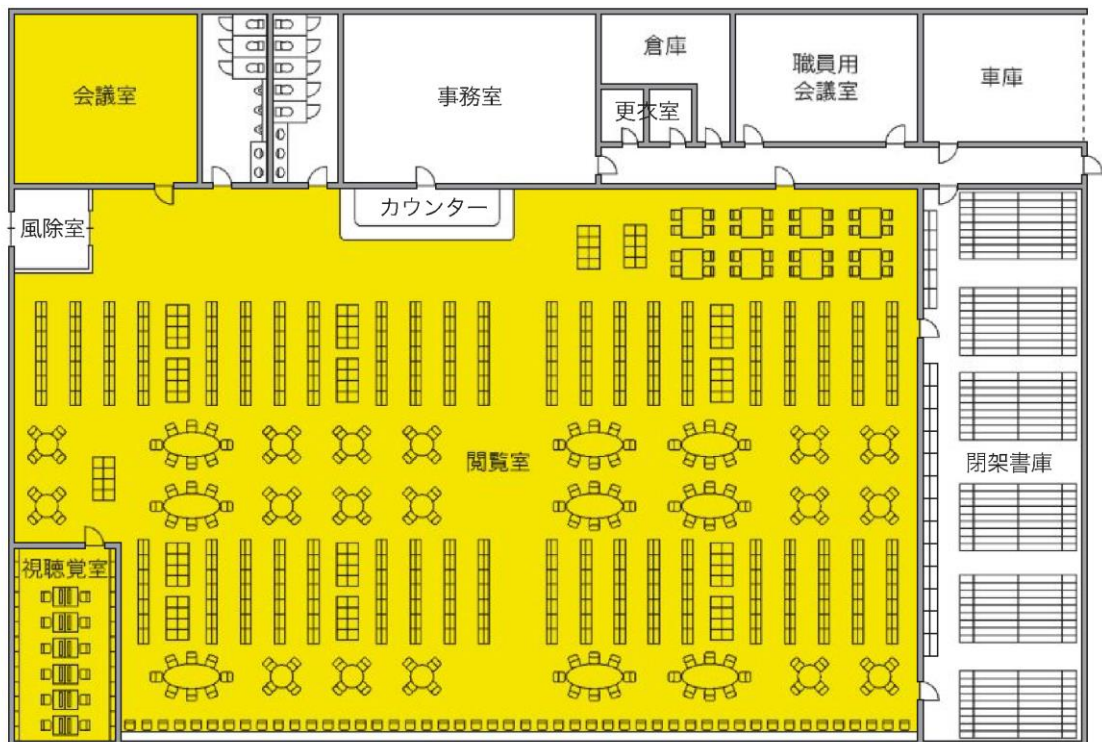


○教職員の数：6人
○生徒等の数：40人×6教室=240人
階収容人員：246人

キ 令別表第1(8)項に掲げる防火対象物【図10】

- (ア) DVD等の視聴覚部分及び複写室についても「閲覧室」として取り扱うこと。
- (イ) 閲覧室の開架(利用者が直接に書架から資料を取り出すことができるものをいう。)部分、展示室及び展覧室内の展示物が置かれている部分についても「閲覧室、展示室及び展覧室」として、床面積に算入すること。
- (ウ) 「従業者」のみが使用する会議室は、「会議室」として取り扱わないこと。
- (エ) 利用者が使用する喫茶室、喫煙コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

【図10】（図書館の算定方法例）



○従業員の数：30人

○閲覧室： $1,200 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 400 \rightarrow 400$ 人

○視聴覚室： $100 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 33.3 \rightarrow 33$ 人

○会議室： $150 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 = 50 \rightarrow 50$ 人

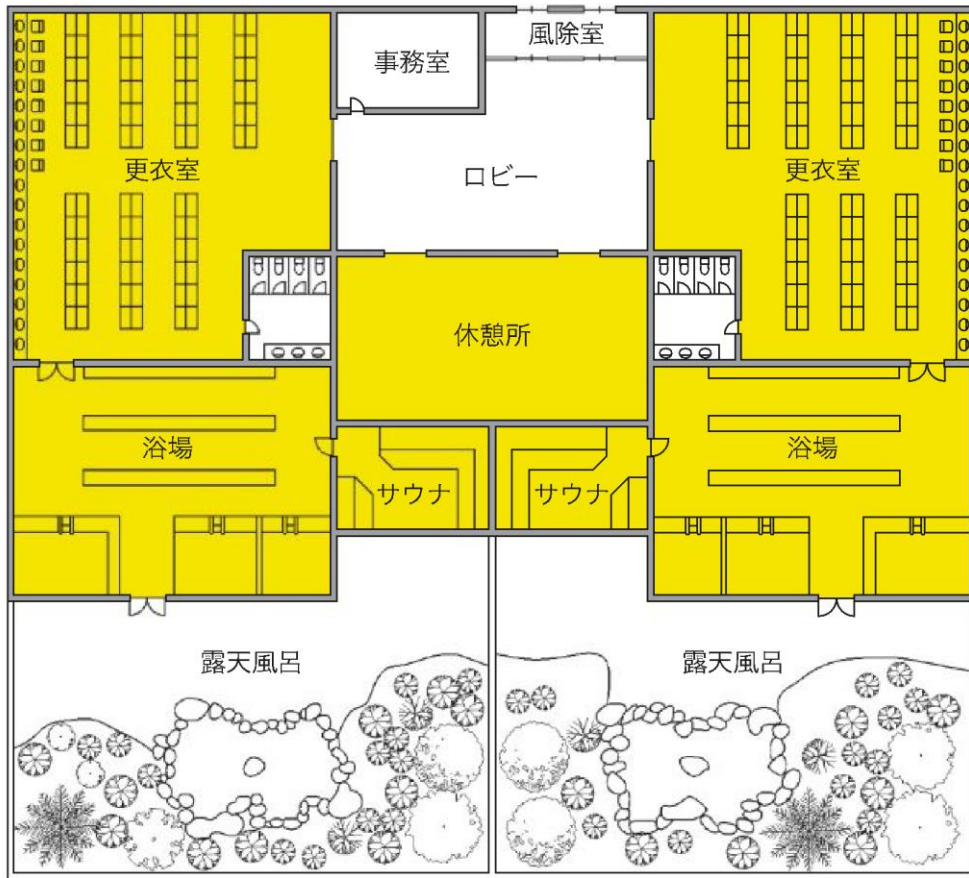
階収容人員：513人

ク 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物【図11】

(ア) 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場及びボイラーマンの居室は含まないものとし、蒸気浴場及び熱気浴場等に類するものについては、その浴場をいうこと。

(イ) 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に従属するトレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として算定すること。

【図11】（スーパー銭湯の算定方法例）



○従業者の数：10人

○浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

- ・浴場 150㎡÷3㎡=50→50人×2カ所=100人
- ・サウナ 50㎡÷3㎡≒16.7→16人×2カ所=32人
- ・脱衣場 200÷3㎡≒66.7→66人×2カ所=132人
- ・休憩所 200÷3㎡≒66.7→66人

階収容人員：340人

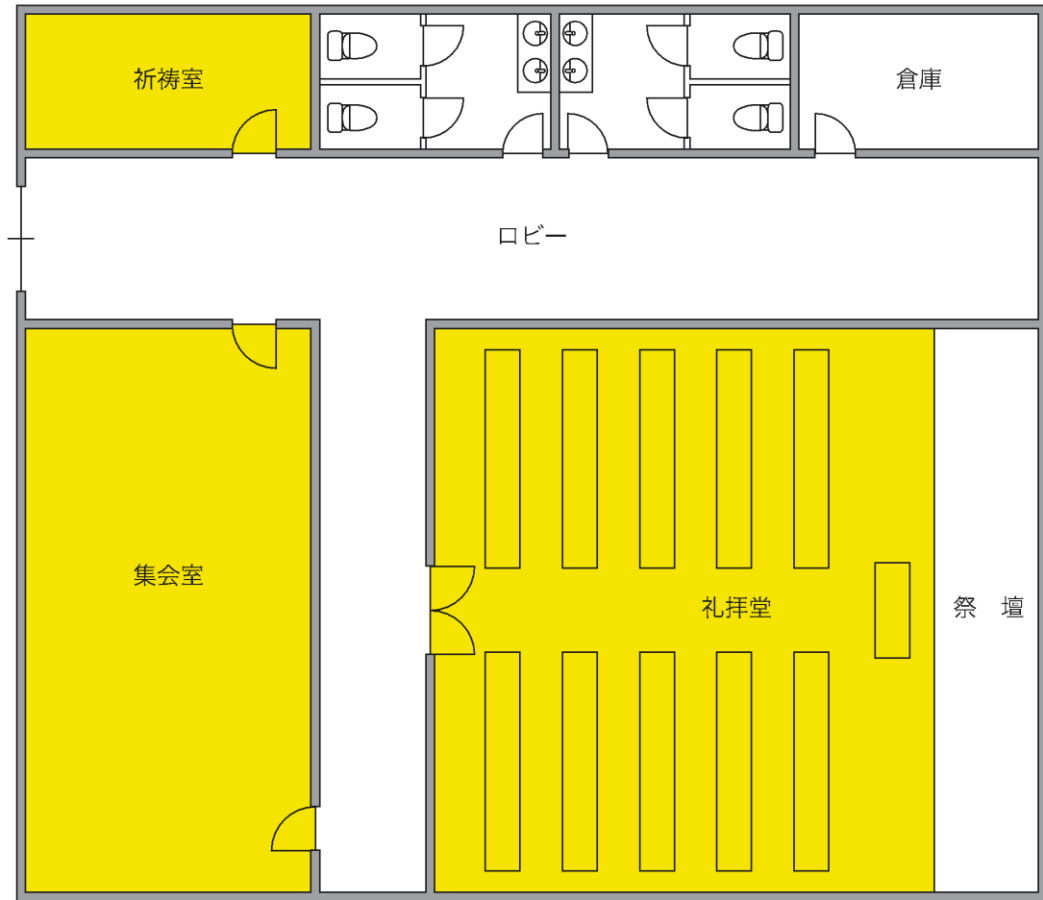
ケ 令別表第1（10）項に掲げる防火対象物

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者として食堂、売店等の「従業者」を含めること。

コ 令別表第1（11）項に掲げる防火対象物【図12】

祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

【図12】（教会の算定方法例）



○神職、僧侶、牧師その他従業者の数：3人

○礼拝、集会又は休憩の用に供する部分（黄色）床面積の合計を3㎡で除して得た数

- ・礼拝堂 $150\text{㎡} \div 3\text{㎡} = 50 \rightarrow 50$ 人
- ・集会室 $100\text{㎡} \div 3\text{㎡} = 33.3 \rightarrow 33$ 人
- ・祈祷室 $25\text{㎡} \div 3\text{㎡} = 8.3 \rightarrow 8$ 人

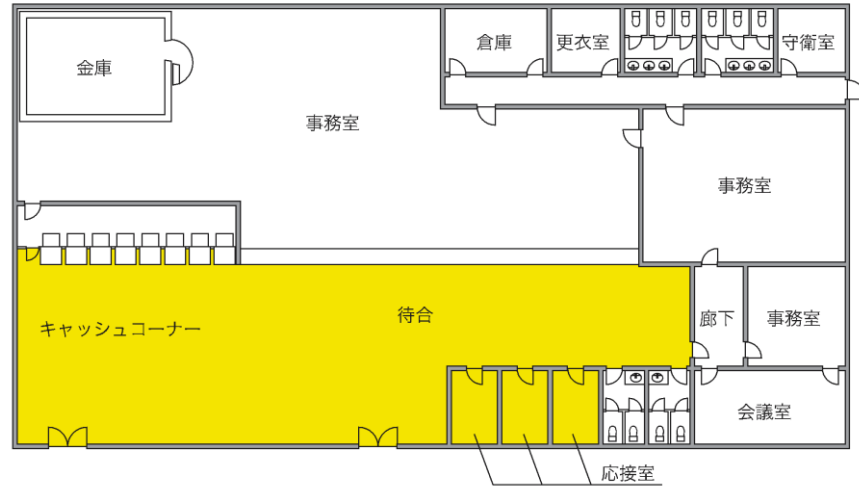
階収容人員：94人

サ 令別表第1（15）項に掲げる防火対象物

（ア）「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、壁又は床に固定されたパーティション及びカウンター等によって仕切られている従業者の使用に供する部分以外の部分をいうこと。

【図13-1】

【図13-1】（銀行の算定方法例）



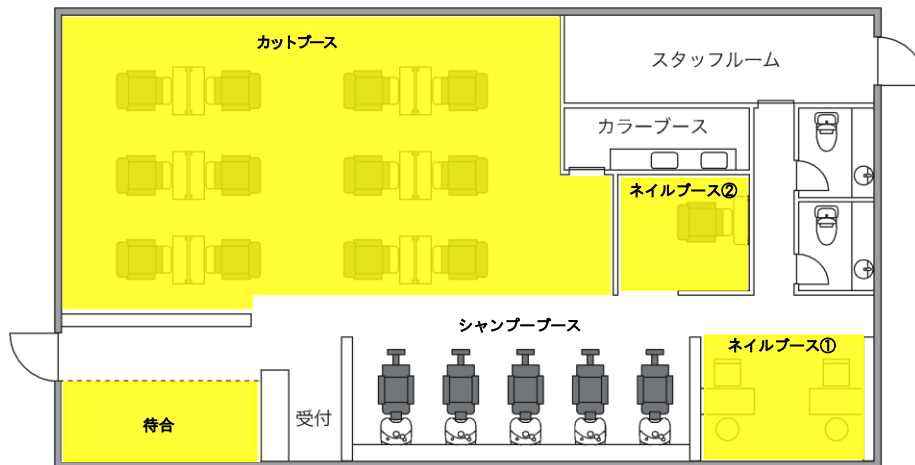
○従業者の数：20人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（**黄色**）の床面積を3㎡で除して得た数
 ・ロビー及びキャッシュコーナー $145\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 48.3 \rightarrow 48$ 人
 ・応接室 $14\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 4.7 \rightarrow 4$ 人 $\times 3$ カ所 = 12人

階収容人員：80人

（イ）理容院、美容院、エステサロン、ネイルサロン、接骨院又は整体院等に待合室が存し、従業者が客を作業する部分に誘導し、サービスを実施する営業形態のもの算定については、実態に応じて、「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱う部分を判断すること。ただし、同一階の同一人物が使用する場合は、重複計上しないものとする。【図13-2】

【図13-2】（美容院の算定方法例）



○従業者の数：6人

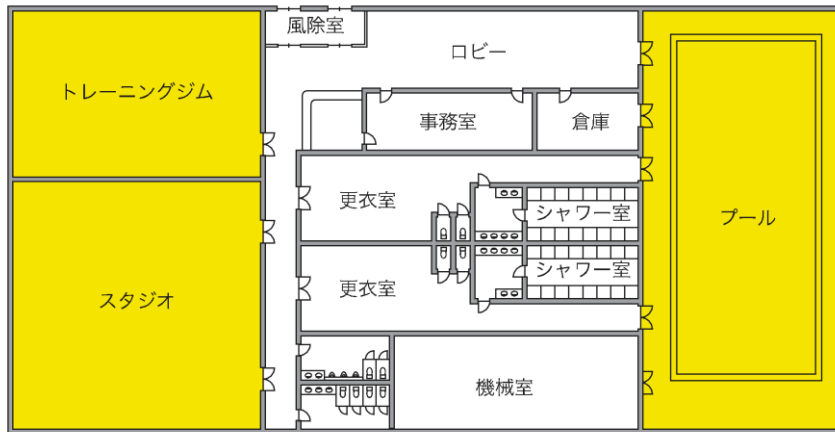
○主として従業者以外の者の使用に供する部分（**黄色**）の床面積を3㎡で除して得た数

○待合 $6 \div 3 = 2$ 人 ○カットブース $54\text{㎡} \div 3 = 18$ 人

○ネイルブース① $6 \div 3 = 2$ 人 ○ネイルブース② $5 \div 3 \approx 1$ 人 収容人員合計 21人

(ウ) スイミングクラブ、テニスクラブ、ゴルフクラブ等については
 プール、プールサイド、コート、打席部分及びミーティングルーム
 等を人員算定のための床面積に算入すること。【図13-3】

【図13-3】(スポーツクラブの算定方法例)



○従業者の数：20人

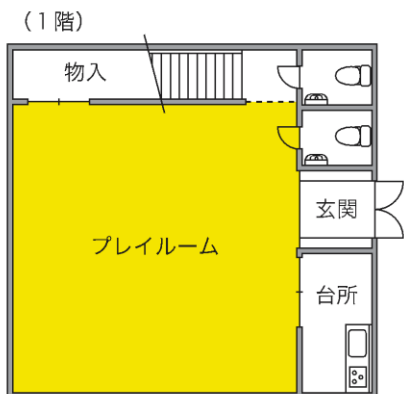
○主として従業者以外の者の使用に供する部分 (黄色) の床面積を3㎡で除して得た数

- ・スタジオ 250㎡÷3㎡≒83.3→83人
- ・トレーニングジム 200㎡÷3㎡≒66.7→66人
- ・プール 500㎡÷3㎡≒166.7→166人

階収容人員：335人

(オ) 放課後保育クラブについては、従業者の数と、児童の数とを合
 算して得た数ではなく、プレイルーム等の児童が使用する部分を
 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱う
 こと。【図13-4】

【図13-4】(放課後保育クラブの算定方法例)

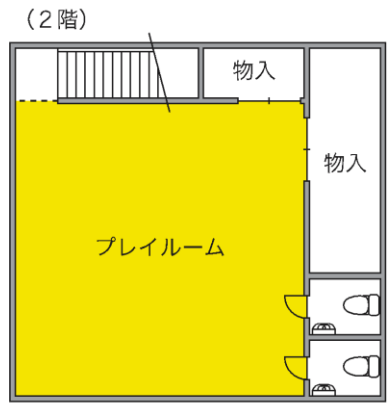


○従業者の数：1人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分 (黄色) の
 床面積を3㎡で除して得た数

$64\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 21.3 \rightarrow 21\text{人}$

1階収容人員：22人



○従業者の数：1人

○主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数
 $64\text{㎡} \div 3\text{㎡} \approx 21.3 \rightarrow 21\text{人}$

2階収容人員：22人

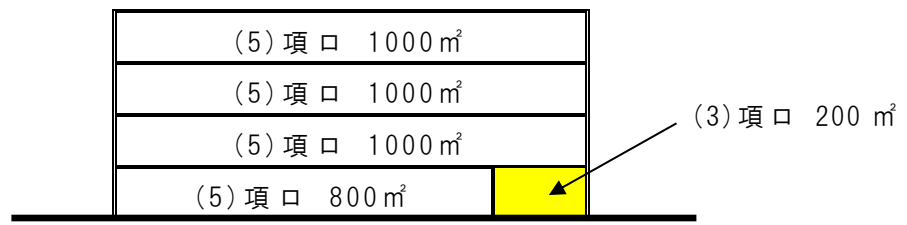
棟収容人員：44人

シ 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物
 各用途の部分ごとに算定した数を合算して算定すること。

(2) その他

- ア 防火対象物の機能従属部分又はみなし従属部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定すること。【図14】
- イ 一般住宅は、収容人員の算定の対象とはならないこと。
- ウ いずれの場合においても竣工後は実態に即して見直しを行うこと。

【図14】



○棟用途(5)項口(みなし従属部分有り)
 →(3)項口の部分は(5)項口として収容人員を算定する。

附 則
 この基準は、平成13年4月1日から施行する。
 附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。